

# 富里市住宅用省エネルギー設備設置補助金交付要綱

(平成26年4月1日告示第47号)

改正 平成27年3月31日告示第64号 平成28年3月31日告示第68号  
平成29年3月31日告示第41号 平成30年3月30日告示第50号  
平成31年3月28日告示第78号 令和元年6月27日告示第21号  
令和2年4月1日告示第71号 令和3年3月31日告示第74号  
令和4年4月1日告示第85号

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭における地球温暖化対策の推進に加え電力の強靱化を図るため、住宅用省エネルギー設備を設置する者に対して交付する住宅用省エネルギー設備設置補助金（以下「補助金」という。）について、富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次条に規定する住宅に、次に掲げる住宅用省エネルギー設備（未使用のものに限る。以下「補助対象設備」という。）を関係法令に準拠して設置する事業とする。

- (1) 家庭用燃料電池システム（エネファーム）
- (2) 定置用リチウムイオン蓄電システム
- (3) 窓の断熱改修
- (4) 太陽熱利用システム

2 補助対象設備の要件は、別表第1のとおりとする。

(補助対象設備を設置する住宅)

第3条 市が補助する補助対象設備を設置する住宅（店舗、事務所等との併用住宅を含む。）は、次のとおりとする。

- (1) 定置用リチウムイオン蓄電システムを設置する住宅は、市への実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備（太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに附属する設備であって、設置された住宅において電気が消費され、連系させた低圧配電線に余剰の電気が逆流されるものをいい、新設又は既設の別を問わない。）が設置されていること。
- (2) 窓の断熱改修をする住宅は、次に掲げる要件を満たすこと。
  - ア 窓の断熱改修の工事に着工する日の前日までに建築工事が完了して

いること。

イ 次のいずれかに該当すること。

(7) 補助事業を実施する者自らが所有し、かつ、居住する市内に所在する住宅

(4) 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅

(3) 補助対象設備（窓の断熱改修を除く。）を設置する住宅は、次のいずれかに該当すること。

ア 補助事業を実施する者自らが所有し、かつ、居住する市内に所在する住宅

イ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために市内に新築する住宅

ウ 補助事業を実施する者の居住の用に供するために取得する、未使用の補助対象設備が住宅を販売する事業者等によりあらかじめ設置された市内に所在する住宅

エ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、補助金の交付を申請する年度内に補助事業を実施し、かつ、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内に住所を有すること（市への実績報告の日までに住民登録をする場合を含む。）。

(2) 市税を滞納していないこと。

(3) 補助対象設備の設置費等を負担し、補助対象設備を所有すること。

(4) 補助対象設備を設置する住宅が前条第2号イ（イ）又は第3号エに該当する場合は、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ていること。

(5) 補助対象設備を設置する住宅において、設置する補助対象設備と同種の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者がこの要綱に基づく補助を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は補助対象とならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力

団員」という。)

- (2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、状を知って、法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員等が指定した者に対して行う、金品その他財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他契約の相手方（法人その他の団体にあっては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者  
(補助対象経費と補助金の額)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は補助事業を実施する者が負担した設置費のうち別表第2に示すものとし、補助金の額は別表第3のとおりとする。

2 前項の補助対象経費の算出に当たっては、消費税及び地方消費税相当額を控除するものとし、設置費等に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあっては、更に当該補助金の額を控除した額とする。

3 補助金は補助対象設備の種類ごとに、一の住宅に1回（集合住宅の専有部分において利用する設備の設置にあっては1戸に限り1回）に限り交付する。ただし、過去に補助金の交付を受けた者と異なる世帯を構成する者が設備を設置する場合は、この限りでない。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象設備の設置工事に着手する前（第3条第3号ウに該当する住宅を取得する場合は、住宅の引渡しを受ける前）に、富里市住宅用省エネルギー設備設置補助金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象設備の概要（第1号様式別紙）  
(2) 補助対象設備の設置に係る経費の内訳が記載された契約書、注文書等の写し  
(3) 補助対象設備の技術仕様が確認できるカタログ、仕様書等の写し

- (4) 補助対象設備の設置予定図面（窓の断熱改修については、平面図及び立面図）
- (5) 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真
- (6) 申請者の市税の滞納がないことを明らかにする書類
- (7) その他市長が必要と認める書類  
（交付等の決定）

第7条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、補助金交付の可否を決定するとともに、富里市住宅用省エネルギー設備設置補助金交付（不交付）決定通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

（変更の申請）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第6条の申請書に記載した事項を変更しようとするときは、速やかに富里市住宅用省エネルギー設備設置補助金変更申請書（別記第3号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、富里市住宅用省エネルギー設備設置補助金変更承認（不承認）通知書（別記第4号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 交付決定者は、補助対象設備の設置を中止しようとするときは、速やかに富里市住宅用省エネルギー設備設置補助金交付申請取下書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、補助対象設備の設置工事完了の日（第3条第3号ウに該当する住宅を取得する場合は、住宅の引渡しの日）から起算して30日以内又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月10日（同日が閉庁日の場合は、翌日以降の最初の開庁日）のいずれか早い日までに、富里市住宅用省エネルギー設備設置補助金実績報告書（別記第6号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象設備の概要（第6号様式別紙）
- (2) 補助対象設備の設置費の支払を証する書類及び内訳書の写し
- (3) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真
- (4) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し
- (5) 補助対象設備が定置用リチウムイオン蓄電システムの場合は、補助対象設備を設置する住宅が第3条第1号に該当することを証する書類

- (6) 補助対象設備が窓の断熱改修の場合は、補助対象設備を設置する住宅が第3条第2号アに該当することを証する書類
- (7) 住民票の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類  
(補助金額の確定)

第11条 市長は、前条の規定により報告書が提出されたときは、必要に応じ現地調査を行うなどその内容を審査し、適正と認めたときは補助金の額を確定し、富里市住宅用省エネルギー設備設置補助金確定通知書（別記第7号様式）により、当該報告書を提出した者に通知するものとする。

(交付の請求)

第12条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた者は、その通知を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月20日（同日が閉庁日の場合は、翌日以降の最初の開庁日）のいずれか早い日までに、富里市住宅用省エネルギー設備設置補助金交付請求書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

(財産の管理)

第13条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者（以下「補助事業実施者」という。）は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「受益財産」という。）について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(処分の制限)

第14条 補助事業実施者は、受益財産について、市長が指定する期間（以下「財産処分制限期間」という。）は、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、富里市住宅用省エネルギー設備設置補助金処分承認申請書（別記第9号様式）により市長の承認を得た場合は、この限りでない。

2 前項で定める財産処分制限期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省第15号）に定める耐用年数を勘案して、家庭用燃料電池システムにあつては6年、定置用リチウムイオン蓄電システムにあつては6年、窓の断熱改修にあつては10年、太陽熱利用システムにあつては15年とする。

3 市長は、第1項による申請書が提出されたときは、その内容を審査し、富里市住宅用省エネルギー設備設置補助金処分承認（不承認）通知書（別記第10号様式）により、申請者に通知するものとする。

4 補助金の交付を受けた者は、前項の規定による通知を受けた場合において、財産処分制限期間の満了日までの月数（1か月未満の期間は算入しない。）の割合に相当する補助金額（千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。）を返還しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、当該処分が天災、本人の責めに帰さない事故その他のやむを得ない事由による場合において、市長は返還すべき補助金額の全部又は一部を免除することができる。

（交付決定の取消し等）

第15条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) この要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、富里市住宅用省エネルギー設備設置補助金交付決定取消通知書（別記第11号様式）により、その者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該補助金を交付しているときは、その者に対し期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

（協力の義務）

第17条 補助事業実施者は、市長から事業効果等に関する資料の提供を求められたときは、協力しなければならない。

（暴力団密接関係者）

第18条 規則第20条第1項第3号の市長が定める者は、第4条第2項第2号又は第3号に該当する者とする。

（補則）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

（失効に伴う経過措置）

3 前項の規定によるこの告示の失効の際現にこの告示に基づいて交付されている補助金に係る交付決定の取消し及び補助金の返還請求については、この

告示の失効にかかわらず、第15条及び第16条の規定は、なおその効力を有する。

## 別表第1（第2条関係）

### 補助対象設備の要件

設備の種類	設備の要件
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	燃料電池ユニット、貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもののうち、国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人燃料電池普及促進協会の指定を受けているものであること。
定置用リチウムイオン蓄電システム	リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）、インバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力、夜間電力等を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるもののうち、次に掲げる要件を満たすもの。 <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。</li><li>(2) 千葉県太陽光発電設備等共同購入支援事業により、補助対象設備を購入していないこと。</li></ol>
窓の断熱改修	既存住宅に設置されている窓を、断熱性能が高い窓へ改修するに当たり、国が令和元年度以降に実施する補助事業の補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団により登録されているものであること。ただし、1居室単位で外気に接する全ての窓を断熱化する場合に限る。 ※居室とは、居住、作業、娯楽などの目的のために継続的に使用する、壁、ドア、障子、襖等で仕切られている空間をいう（空気が通り抜けてしまう簡易的な仕切り

	<p>(カーテン、ロールスクリーン等) は、居室を区切る仕切りとして認められない。)</p> <p>補助対象：リビング、ダイニング、寝室、子ども部屋等 補助対象外：キッチン、階段、踊り場、納戸、廊下、玄関、トイレ、浴室、屋内ガレージ等</p>
太陽熱利用システム	<p>集熱器により太陽の熱エネルギーを集めて給湯又は空調等に利用するシステムで、動力を使用して熱媒等を循環させるもののうち、一般財団法人ベターリビングにより優良住宅部品（B L部品）として認定を受けているもの。ただし、集熱方式が「自然循環型」に分類されるものを除く。</p>

別表第 2（第 5 条関係）

補助対象経費

設備の種類	補助対象経費
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	<p>設備本体（燃料電池ユニット、貯湯ユニット等）及び付属品（給湯器、リモコン等）の購入費、工事費（据付工事、配線工事、配管工事等）</p>
定置用リチウムイオン蓄電システム	<p>設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）及び付属品（計測・表示装置、キュービクル等）の購入費、工事費（据付工事、配線工事等）</p>
窓の断熱改修	<p>設備本体（ガラス及び窓）及び高断熱窓の設置と不可分の工事費（窓及びガラスの取付費、内窓取付け時に必要な額縁、ふかし枠等の費用、仮設足場費、既存設備の解体撤去費等）</p> <p>※網戸、雨戸等の窓附属部材費は、対象経費に含まない。</p>
太陽熱利用システム	<p>設備本体（集熱器、蓄熱槽等）、架台その他の附属機器（集熱配管、リモコン等）の購入費、工事費（据付工事、配線工事、配管工事等）</p>

別表第 3（第 5 条関係）

補助金の額

設備の種類	補助金の額
家庭用燃料電池	<p>停電時自立運転機能あり 上限 10 万円</p>



システム（エネルギーファーム）	停電時自立運転機能なし 上限5万円
定置用リチウムイオン蓄電システム	上限7万円
窓の断熱改修	補助対象経費×1/4（上限8万円）
太陽熱利用システム	上限5万円